平成２６年（フ）第１０７５号
大阪府東大阪市楠根３丁目６番34号
債務者　有限会社小阪運送
代表者取締役　奥田　康有
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　正朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１号
鹿児島県曽於市財部町南俣11270番地５
債務者　有限会社ことぶきや
代表者取締役　田口　正人
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大脇　通孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午前10時
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第３５３号
横浜市鶴見区潮田町１丁目38
債務者　株式会社渚エキスプレス
代表者代表取締役　藤井　　葵
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　良治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月24日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２１号
福岡市城南区鳥飼７丁目35番1009号
債務者　株式会社元岡工業
代表者代表取締役　元岡　　繁
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　和彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２号
兵庫県たつの市揖西町小犬丸624番地の１
債務者　有限会社三和共同建設
代表者代表取締役　青木　佳代
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月27日午後３時
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第２０７号
福岡市早良区原１丁目７番５号
債務者　アットワーク株式会社
代表者代表取締役　下岸　宣聡
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　敬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午後２時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２６０号
福岡市博多区博多駅東１丁目13番１号
債務者　株式会社ランドコンピューター
代表者代表取締役　松尾　哲雄
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　光史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午後２時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２６１号
福岡市博多区博多駅東１丁目13番１号
債務者　株式会社日本情報総研
代表者代表取締役　松尾　哲雄
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　光史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午後２時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２６２号
福岡市博多区博多駅東１丁目13番１号
債務者　株式会社シー・エス・アイ
代表者代表取締役　松尾　哲雄
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　光史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午後２時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７８号
北海道旭川市末広一条10丁目４番22号
債務者　株式会社ＰＬＡＮＴ’Ｓ
代表者代表取締役　森本　優子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午後２時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０４号
福岡市博多区住吉２丁目19番22―607号
債務者　宮脇　　正
1　決定年月日時　平成26年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐田　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午前11時30分
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１５９５号
福岡県福津市小竹１丁目５番10―301号
債務者　ＴＫトレーディングこと　田中　康介
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田畠　光一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９８号
福岡市中央区荒戸１丁目２番21号　204号
債務者　高倉　賢司
1　決定年月日時　平成26年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９４７号
大阪府東大阪市花園東町１丁目19番５号　にしのハイツ301号、前住所大阪府東大阪市若江東町２丁目１番24号　豊丸方
債務者　角中　義剛
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚﨑　幸司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９７９号
大阪市生野区巽北１丁目２番10号　コーポ有楽Ｉ106号
債務者　小田裕紀子（旧姓掛内）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新藤　勇介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１００７号
大阪市中央区島之内２丁目５番５―306号
債務者　源田　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　　岳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０１６号
堺市中区土師町２丁28番34―201号、前住所堺市中区八田西町２丁13番25号
債務者　小椋　英治
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部